

○奈良県道路交通法施行細則の全部改正について

(昭和48年12月20日例規第59号)

[沿革] 昭和53年5月例規第11号、54年3月第12号、57年12月第38号、58年9月第24号、62年2月第14号、63年1月第2号、8月第29号、平成3年12月交企第475号、4年5月例規第28号、7年4月第24号、9年8月第32号、12年3月第15号、7月第35号、13年3月第15号、4月第17号、14年2月第3号、15年2月第6号、3月第10号、4月第14号、16年3月第8号、19年7月第29号、9月第36号、12月第48号、29年3月第4号、31年3月第17号、令和4年7月第22号改正

別記のとおり改正し、昭和49年3月1日から施行されることとなったから、次によって適正に運用されたい。

なお、次の例規通達は廃止する。

- (1) 奈良県道路交通法施行細則の運用等について（昭和36年1月17日奈備交発第19号）
- (2) 駐車証交付申請に対する取扱いについて（昭和43年4月9日奈本例規第8号）
- (3) 奈良県道路交通法施行細則の一部改正について（昭和45年8月21日例規第28号）

記

第1 改正の趣旨

従来の奈良県道路交通法施行細則（昭和35年奈良県公安委員会規則第22号。以下「旧規則」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）等の改正のつど必要な部分的修正を行ってきたが、昭和46年以降の同法の大幅な改正が行われたのを機に、旧規則の内容について全般的な検討を加え、法改正の内容に適應するものとするとともに、現下の県内の交通情勢に適切に対処しうるものとするため、旧規則を全部改正したものである。

第2 改正の要点

- 1 標識標示主義の採用（道路交通法の一部を改正する法律（昭和46年法律第98号）による改正）に伴い、信号機及び道路標識等による交通規制の効力の始期及び終期を明確にした。（第4条）
- 2 公安委員会が法第5条第1項の規定に基づき警察署長に行わせる交通規制（以下「署長規制」という。）は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第3条の2第1項各号に規定するすべての交通規制とした。（第5条）
- 3 法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道（通称西名阪自動車道）及び自動車専用道路（通称名阪国道、第二阪奈道路及び南阪奈道路）

に係るものは、高速道路交通警察隊長に行わせることとした。（第6条）

- 4 緊急自動車と道路維持作業用自動車の指定書を一体化し、運転中は指定書の備えつけを義務化した。（第7条）
- 5 従来公安委員会告示によって通行禁止及び駐車禁止の対象から除外していた車両をこの細則によって適用除外することとしたほか、適用除外対象車両の範囲を拡大した。（第8条・第10条）
- 6 通行禁止道路を通行しなければならない事情について規定した。（第9条）
- 7 新たに軽車両の後部に反射テープをはりつけているときは、尾燈の取り付けを要しないこととした。（第12条）
- 8 新たに軽車両の運転者は、積載物の積載の方法の制限をこえて積載をして軽車両を運転してはならないこととした。（第13条）
- 9 自動車以外の車両の運転者は、原則として他の車両をけん引してはならないこととした。（第14条）
- 10 運転者の遵守事項中に、積雪道路においては、スノータイヤ装着車をすべり止め装置装着車とみなすこと、かさをさす等の視野妨害、安定阻害のおそれのある方法による二輪自動車などの運転を禁止すること及び緊急自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火をつけ、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないことを新たに規定した。（第15条）
- 11 安全運転管理者に関する選任、解任等の届出等の手続を明確にした。（第16条・第17条・第18条）
- 12 警察署長の許可を受けなければならない行為を定め、そのうち車両等に備えた拡声器を用いて、通行しながら広告又は宣伝をすること等については、選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中の政治活動として行われるものに限り許可を要しないこととした。（第20条）
- 13 県試験場における運転免許試験は、原則として即日試験の方法による旨を規定した。（第22条）
- 14 新たに免許の欠格事由などに該当する者の診断をする医師の指定方法を規定した。（第27条）
- 15 運転免許の身体的条件の解除又は変更の審査及び審査未済免許の審査を受ける場合の手続規定を整備した。（第28条）
- 16 新たに指定自動車教習所の指定申請書の記載事項に変更を生じたときの手続を規定した。（第29条）
- 17 旧規則の規定に基づいてなされた処分、申請等について所要の経過規定を定めた。

(附則)

第3 解釈運用上の留意点

1 交通規制の効力（第4条関係）

交通規制は、法の標識標示主義の採用に伴い、従来、告示を交通規制の効力の発生要件としていたことを改め、信号機又は道路標識若しくは道路標示（以下「信号機等」という。）を設置し、及び管理して行うこととした。

したがって、信号機等は、法定のものを用い、かつ、運転者その他道路を通行する者が明りょうに視認できるように設置されていなければ、交通規制の効力は生じないこととなることはもとより、当該交通規制は、公安委員会の意思決定内容と正確に合致したものでなければならないことに留意すること。

2 署長規制（第5条関係）

(1) 署長規制の範囲は、当該警察署の管轄区域内に限られる。

(2) 警察署長が設置した道路標識には、標示板（補助標識が取り付けられているときは補助標識板）の下に「〇〇警察署長」と記入した標示板を取り付けること。

3 高速道路交通警察隊長の権限（第6条関係）

高速道路交通警察隊長が交通規制を行う場合の手続は、署長規制の手続と同じである。

なお、規制権者名を記載する標示板には、「奈良県警察高速道路交通警察隊長」と記入すること。

4 緊急自動車等の指定等（第7条関係）

（緊急自動車／道路維持作業用自動車）指定申請書の提出を受けたときは、1通を公安委員会（交通部交通企画課。以下11まで同じ。）に送付し、うち1通は警察署で保管すること。

なお、緊急自動車の指定申請を受ける場合は「道路維持作業用自動車」の文字を、道路維持作業用自動車の指定申請を受ける場合は「緊急自動車」の文字を消して申請させ、又、指定書を交付する場合も同要領による処理をして交付すること。

5 車両の通行禁止の適用除外車両（第8条関係）

(1) 通行禁止除外指定車標章交付申請書の提出を受けたときは、1通を公安委員会に送付し、1通は警察署で保管すること。

(2) 通行禁止除外指定車標章の有効期間は3年以内とし、以後更新手続をとらせるようにすること。

(3) 第1項第6号及び第7号アの「特別な構造」とは、車に当該用務遂行上の必要な装備が固定されたものをいい、取り外し可能な機器を車載するだけのものは「

特別な構造」には当たらない。

6 通行の許可（第9条関係）

- (1) 第1号中の「日常生活に欠かすことができない物品等を運搬するため使用される車両」とは、食料品、衣料、燃料等日常の生活必需品を運搬する車両をいう。
- (2) 第3号中の「業務上の必要により」とは、貨物運送業、建築業、造園業等で通行禁止区間内に需要先を有するような場合をいう。
- (3) 各号中の「通行することがやむを得ないと認められるとき」とは、他に適当な迂回路がないため通行禁止区間内を通行しなければならないような場合をいう。
- (4) 通行の許可申請の対象となった通行禁止道路の区間が2以上の警察署の管内にまたがる場合は、申請を受理した署長が関係署長と協議し許可番号の下部に協議先警察署長の許可番号を（ ）書で記載するほか、許可証の下部余白に「〇〇警察署長と協議済み」と記載すること。
- (5) 通行禁止道路を恒常的に通行しなければならない理由のある車両に対する許可の期間は、3年以内とし、更に引き続いて通行しなければならないものについては再度申請させるようにすること。

また、一時的なものについては必要な日又は時間を限って許可すること。

- (6) 通行の許可をする場合は、通行禁止道路通行許可申請書のうち1通を許可証として交付し、残り1通は警察署で保管すること。

なお、標章を交付するときは、前記4の要領により、不用文字をまっ消して交付すること。

7 削除

8 署長の駐車許可（第11条関係）

- (1) 駐車許可については、その対象を一律に限定することなく、当該申請に係る駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について、適正に審査を行った上で、その可否を決定すること。

なお、審査を行うに当たり、管内において駐車許可を行うことが可能と認められる道路の部分及び時間帯の抽出を行う等、審査の迅速化を図るよう配慮するとともに、夜間又は休日における申請の受理にも配慮すること。

- (2) 駐車許可証交付申請書の提出を受けたときは、前記4の要領により、不用文字を抹消して申請させ、また、駐車許可証を交付する場合も同要領による処理をして交付すること。
- (3) 日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であって、複数の場所に連続的に駐車することとなるもの及び特定の場所に反復継続して駐車することとなる

ものについては、6か月以内の範囲内において期間を定め、一括して許可することができるものとする。この場合において、計画書等の書面を申請書に添付させること。

- (4) 駐車を許可する場合において条件を付すときは、駐車許可証に当該付すべき条件を記載すること。

なお、許可日時を指定する場合には、用務の実態に応じて、許可に係る日時の範囲内においても、当該用務を実施するために必要な時間を超えて駐車することができないことを条件として付すことができるものとし、この場合には、駐車許可証に「当該用務に要する時間に限る。」等記載して、用務の終了後に継続して当該車両が駐車することのないよう配慮すること。

- (5) 第4項第3号の「警察本部長が必要と認める書面」とは、運転者の運転免許証の写し及び訪問看護（介護）事業所の知事の指定書の写しその他の申請に係る用務に該当することを疎明する書面をいう。

9 軽車両の乗車制限（第13条関係）

自転車には、原則として運転者以外の者を乗車させることは交通量の多少にかかわらず禁止されるものであるから、交通ひんぱんでない道路においても適用されるものである。

10 運転者の遵守事項（第15条関係）

- (1) 第2号中の「スリッパ、下駄その他運転に支障を及ぼすおそれのある履物」とは、鼻緒、かかとを留めるための装置等がなく足から脱落しやすいもの又は靴底が一般的な履物に比べて厚いもの、ハイヒール等その形状により運転に支障を及ぼすおそれのあるものをいい、これらの履物を履いて車両を運転することが禁止されたものである。
- (2) 第4号中の「勾配区間が長く、かつ、勾配の急な坂」とは、勾配区間が数百メートル以上で縦断勾配がおおむね10パーセント以上のものをいう。
- (3) 第8号中の「サイレン音」とは、現在緊急自動車のサイレン音として使用されているウーウー音及び高低二音の繰り返しによる電子式音響警報装置いわゆるピーポーピーポ音をいい、「これに類似する音」とは、サイレン音に似通った音をいうが、鐘、ミュージックホーン、警音器の音は含まれない。また「発し」とはサイレンを鳴らすこと、これらを録音したものを放送すること及び物真似発声すること等をいう。
- (4) 第9号中の「後面に見やすいように表示する」とは、標識及び標識番号が後方から容易に視認できるような状態で取り付けられていることをいう。したがって、

標識を取り外している場合、標識を折り曲げ（金具等を用いて標識そのものに角度を付けているものを含む。）、後方から標識番号が視認できない場合、標識にテープ等を貼付し、又は標識を損壊することにより標識番号の判読を困難にしている場合等については、この規定に違反することとなる。

(5) 第10号中の「赤外線を吸収し又は反射するための物」とは、ナンバープレートカバー及びテープ等であって

ア 赤外線を吸収するための化学物質等を用いているもの

イ 赤外線を反射するための化学物質等を用いているもの

ウ 物質の表面を特別に削るなどして加工することで赤外線を（乱）反射するものなどをいい、通常のプラスチックやアクリル板には見られない赤外線阻止効果をあえて持たせたナンバープレートカバー及びテープ等のみが対象である。

11 安全運転管理者の選任等の届出（第16条関係）

(1) 第1項の規定により安全運転管理者に関する届出書の提出を受けたときは、1通を公安委員会に提出し、うち1通は警察署で保管すること。

(2) 第1項の規定により、記載事項の変更の届出を必要とするのは、届出者の名称、使用の本拠の変更のほか、自動車台数に増減が生じた場合をいう。

12 道路における禁止行為（第19条関係）

(1) 本条は、いずれも道路上における絶対的禁止行為を規定したものである。

(2) 第1号中の「交通のひんぱんな道路」とは、道路の属性として交通ひんぱんであることをいうのではなく、道路の状態をいうものと解され、歩行者、自動車等の通行が多く本号に規定する行為をすることが自他ともに危険が予想される状態にある道路をいう。

(3) 第4号中の「みだりに物件を道路に突き出す」とは、物件の全部又は一部を道路に突き出すことをいい、時間的には継続的であると一時的であることを問わない。

(4) 第6号中の「水をまく」とは、水をまく行為そのものを禁止したものであって、他の目的とする行為から附随して路面に水を洩らしたような場合、例えば砂利運搬自動車が道路に水をたらしながら走るような行為は本号の違反ではなく、法第71条第1項第4号の違反となる。

(5) 家畜には、愛玩用の犬、猫等は含まない。

13 道路の使用の許可（第20条関係）

(1) 第4号中の「道路に」とは、催し等が道路上において行われる場合のほか、その行為が道路上の場所以外の場所で行われても、人が集まってそれが道路にはみ出るような場合も含むものである。

なお、第9号においても同趣旨である。

- (2) 第8号中の「著しく人目を引くように」とは電気装飾や童画等で運転者や歩行者の注意を引きつけるような行為をいう。
- (3) 第10号中の「印刷物」とは、ビラ、チラシ、パンフレット、リフレット、シオリ等をいい、紙吹雪はこれに含まない。

14 試験の場所及び道路（第21条関係）

- (1) 第2号に規定する「公安委員会の指定する場所」には、運転免許課以外で行う原動機付自転車運転免許試験の場所が該当し、「公安委員会が指定する道路」には、法第97条第2項の規定に基づいて行う路上試験を行う道路が該当するものである。
- (2) (1)の原動機付自転車運転免許試験の場所については、奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号）第2条の規定により、申請者の住所地を管轄する警察署の署長が指定することとなる。この場合、試験の公平と適正な実施を確保するため、原則として警察署を指定することとし、警察署以外の場所を指定するのは、へき地居住者の要望等によるやむを得ない理由のある場合に限ること。

15 試験の日の指定（第22条関係）

- (1) 第1項中の「運転免許の申請を受理した日に行うものとする」とは、申請書を受理した日に試験を行ういわゆる即日試験制度を表明したものであり、即日試験制度の円滑な運用を図るため受付時間外の申請は受理しないこととする。又、同項但し書きの「特別の理由があるとき」とは、風雨、降雪等の気象条件によるやむを得ない事情のほか、受験者が多数のため全部の受験者に即日試験を実施することができないときなどをいう。
- (2) 第2項は出張試験又は普通免許の路上試験を行うときは、試験の日時を指定することとしたものである。

16 合格決定の取り消し等の通知（第25条関係）

運転免許試験合格取り消し通知及び運転免許試験受験停止通知は、運転免許課長が行うこと。

17 医師の指定（第27条関係）

医師の指定をした場合は、奈良県公報に登載して公示するものとする。

18 簿冊の整備

公安委員会又は警察署長が法の規定に基づき行う許認可等の事務については、次表に掲げる簿冊に必要事項を記入し、処理状況を明らかにしておかなければならぬ

い。

様式番号	簿冊名	主管課	備付場所
1	通行禁止除外指定車標章交付処理簿	交通規制課	交通規制課
2	(歩行者用／通行禁止) 道路通行許可車標章交付処理簿	〃	各警察署
3	削除		
4	駐車許可証交付処理簿	交通規制課	各警察署
5	安全運転管理者台帳	交通企画課	交通企画課 各警察署
5の2	副安全運転管理者台帳	〃	〃
5の3	緊急自動車	〃	各警察署
	道路維持作業用自動車		
	届出受理台帳		
6	技能検定員合格証書交付処理簿	運転免許課	運転免許課
7	技能指導員合格証書交付処理簿	〃	〃
8	学科指導員合格証書交付処理簿	〃	〃

(様式省略)